

小児・周産期薬物療法研修誓約書

地方独立行政法人 長野県立こども病院

病院長 稲葉 雄二 様

薬剤部長 鈴木 英二 様

私は、貴病院に小児・周産期薬物療法研修生として受け入れて頂くにあたり、次の事項を確実に遵守することを誓約いたします。

1. 貴法人の就業規則及び服務に関する諸規定等を尊重し、貴病院薬剤師小児・周産期薬物療法研修担当者の指導にそって誠実に研修に参加すること
2. 貴病院への提出書面に虚偽の記載を一切しないこと
3. 貴病院施設への利用に際しては、
 - (1) 貴病院の定める立ち入り禁止区域に立ち入らないこと
 - (2) 貴病院施設を研修以外の目的に使用しないこと
 - (3) その他、貴病院諸規程及び担当者の指示に服すること
4. 研修期間中に知り得たいかなる事項については、研修が終了した後といえども、貴病院の書面による許可なく、第3者に開示・漏洩し、若しくは不正使用しないこと。特に貴病院において研修期間中取り扱う書類、ノート、磁気ディスク、その他これに類する資料及びその写しなど企業秘密資料の保管・管理については
 - (1) 貴病院の諸規程・命令・指示に従うこと
 - (2) 貴病院の書面による許可なく第3者に譲渡貸与し、若しくは自ら不正使用しないこと
 - (3) 研修終了後は直ちに貴病院に返還すること
5. 研修期間中取り扱うパソコン等（企業秘密資料が保管されているもの。貴病院支給・私物問わず）には、担当者の指示がない限り、ファイル共有ソフト等、情報漏洩の危険性があるソフトのインストール及びネットワーク接続を一切しないこと
6. 研修期間中に発生した著作権及び工業所有者等の成果物の所有権の一切は、貴病院に原始的に帰属すること
7. 小児・周産期薬物療法研修条件確認書を承諾したことを確認し、貴病院に一切迷惑をかけないこと
8. 本誓約書に定めなき事項については、担当者の指示を仰ぎ、その指示に従うこと
9. 万一、上記事項のいずれか一つにでも違反した場合、或いは貴病院において私が研修生として不適当であると判断された場合には、研修期間中といえども即時研修を中止されても異議を唱えないこと。また、その場合は、法的措置（損害賠償、差止請求）等に服すること
10. 上記に関する紛争についての管轄は貴病院所在地所管の地方裁判所とすること
11. 本誓約書および条件確認書については、第4条を除き、研修期間中において有効とすること
12. 本誓約書に定めのない事項及び本誓約書の運用、解釈に疑義が生じた場合は、法令または慣習に従い協議の上、誠意をもって解決すること

小児・周産期薬物療法研修生 氏名：

(原本は当院が保管、コピー一部を研修生が保管)